二　当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第百十一条第二項に次の一号を加える。

五　特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

附　則

この府令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

府令・省令

○内閣府　財務省　経済産業省令第七号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十一条第二項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の営業時間

二　前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

附　則

この命令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

○内閣府　厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条第二項の規定、同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十五条第二項の規定及び労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年九月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項に次の一号を加える。

五　特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

第百十一条第三項第三号を削り、同条第四項中「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の三号を加える。

一　変更後の業務取扱時間

二　前号の業務取扱時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三　当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

第百四十三条第一項中「（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）」を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」の下に「、第三項及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　特定労働金庫代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一　当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二　当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4　特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一　当該業務取扱時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二　当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

附　則

この命令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項の規定に基づき、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月十五日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則

第一条を次のように改める。

第一条　削除

附　則

この規則は、公布の日から施行する。